

議案第117号

飛騨市災害対策本部条例の一部を改正する条例について

飛騨市災害対策本部条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年9月2日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

災害対策基本法の改正に伴う改正

飛驒市災害対策本部条例の一部を改正する条例

飛驒市災害対策本部条例（平成16年飛驒市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

第2条中「飛驒市役所」を「、飛驒市役所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市災害対策本部条例新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条第7項</u>の規定に基づき、飛騨市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 災害対策本部は、<u>飛騨市役所</u>に置く。</p> <p>以下 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条の2第8項</u>の規定に基づき、飛騨市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 災害対策本部は、<u>飛騨市役所</u>に置く。</p> <p>以下 略</p>

飛騨市災害対策本部条例の一部を改正する条例（案） 要旨

1 改正の趣旨

災害対策基本法の改正に伴う改正

2 改正の内容

災害対策本部に関する事項を条例へ記載することについて、引用する法律の条
番号を改正するもの。

3 施行日 公布の日